

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正/廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第3条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会 (WG)	作成開始予定	
JSA	07	情報	制定	X30302	情報及びドキュメンテーション—記録のマネジメントシステム—実施の指針	Information and documentation—Management systems for records—Guidelines for implementation	記録管理のベストプラクティスを標準化したものとして、ISO 15489-1:2016を基にしたJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション—記録管理—第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況が続いてきた。ISO 30300シリーズ(Information and documentation—Records management)は、この“記録管理”の規格との整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすのを目的とした規格である。この両者は、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。2023年5月にこのシリーズ規格のISO 30300を基にしてJIS X30300(情報及びドキュメンテーション—記録のマネジメントシステム—中核概念及び用語)が、また、ISO 30301を基にして、JIS X30301(前—要求事項)が制定された現行、ISO 30302:2022〔(前)—Guidelines for implementation〕をJISとして制定することによって、記録のマネジメントシステムを実施するための一連の手引を提供でき、その本格的な導入及び実施が可能になる。	この規格の制定によって、より適正で効率的な記録のマネジメントシステムを導入し実施するための一連の手引が提供でき、組織の背景事情に応じた記録のマネジメントシステムの構築が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制の中における意思決定の透明性、トレーサビリティの確保が期待でき、製品開発・生産プロセスの合理化を促進することができる。また、各種業務に関する記録の管理・統制改善のために、標準化された記録管理の枠組みを提供することで、相互理解の促進、及び効率的な産業活動の基盤形成に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 組織の状況 5 リーダーシップ 6 計画 7 支援 8 運用 9 ハブオーマンス評価 10 改善	—	ISO 30302:2022	IDT	第2条の該当号: 7(使用方法) 対象事項: 記録のマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2024年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正/廃止の理由	JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07	情報改正	X0527	自動認識及びデータ取得技術—バーコードプリンタ及びバーコードリーダの性能評価仕様	Automatic identification and data capture techniques—Bar code printer and bar code reader performance testing	この規格は、バーコードシステムで用いる熱転写式プリンタ、消耗品及びバーコードリーダ(読取方式は問わない)の性能評価仕様について規定したJIS独自の規格であり、評価項目によって、性能のランクも規定している。2018年に改善の促進と競争力の向上が期待できる。2018年に改訂されたこの規格に基づいて、日本提案でISO/IEC 24458 (Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code printer and bar code reader performance testing specification)が開発され、2022年に発行された。この際、JISと国際規格とで一部規定が異なることから、また、グローバルな市場への対応の観点からも、このJISと国際標準との整合を図る必要があることよな状況から、国際標準であるISO/IEC 24458を基にして整合性のとれた性能評価方法の規定とするために、この規格の改正が必要である。	製品の評価方法を国際標準との整合性をとったものとする。ことにより、国内外の製品をより客観的に評価でき、製品の品質改善の促進と競争力の向上が期待できる。とともに、ユーザーに適切な比較情報を提供可能となる。さらに、それらを通じて、輸出入の円滑化及び我が国からの輸出拡大への寄与が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、国際標準であるISO/IEC 24458を対応国際規格とする。 ・“バーコードプリンタ及び消耗品”の“印字性能”において、ISO/IEC 24458開発過程で記載不要とされた“最小印字解能”に関する試験結果の判定例の嵩明と表7(空白域が識別できなくなる印字方法)とを削除する。 ・“性能評価項目及び試験方法”の“二次元シシボル用アストチャート”を対応国際規格に整合させる。	—	ISO/IEC 24458:2022	IDT	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: バーコードプリンタ及びバーコードリーダ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人日本自動認識システム協会のWG	2024年1月	
JSA	07	情報改正	X6910	事務機器—複写機・複合機の仕様書様式及びその関連試験方法	Information technology—Office equipment—Copying machines and Multi-function devices—Information to be included in specification sheets and related test methods	この規格は、購入者及び使用者が自分の要求に合った複写機・複合機を選択しやすくするために、異なる機種間での複写機・複合機の性能を比較できるように、複写機・複合機の仕様書に記載すべき最小限の情報及びその関連試験方法について規定したものである。しかし、2004年に改正した後19年が経過しており、その間に改正された他の関係規格とそご(齟齬)が生じている。このような状況を解消し、市場の実態に即した内容にするため、このJISを改正する必要がある。	現行の規定内容を現在の市場の実態に即した仕様書様式、試験方法などに合わせる。ことにより、購入者及び使用者により適切な製品情報を提供することが可能となり、製品相互の理解促進が期待される。とともに取引の公正化が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・関連試験方法において、次のように変更する。 ①「ファーストコピータイム(1枚目複写時間)」において、現行では、単純な複写時間を測定する規定だったが、デジタル複合機が増える様々な複写モード(片面複写、両面複写、2in1:2ページ分を1ページに複写、各種用紙サイズ、など)に対応する規定に変更する。 ②メモリ容量項目で、現在のメモリ容量の増加に対応したメモリ容量へ変更する。 ③ホストコンピュータとプリンタ間のインタフェース項目で、使われなくなったインタフェースについては、現在使われている新しいインタフェースへ変更する。	—			第2条の該当号: 1(型式、装備、性能) 対象事項: 複写機及び複合機	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる。	一般社団法人日本ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年1月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定/改正/廃止 JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第3条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07	改正	X8341-1	高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部:共通指針	Guidelines for older persons and persons with disabilities — Information and communications equipment, software and services — Part 1: Common Guidelines	この規格は、ISO 9241-20:2008を基として作成したIDT規格で、情報通信機器及びサービスのアクセシビリティを改善し、職場、家庭、移動中及び公共の環境で幅広く利用できるようにするための指針である。 近年、システム及び製品によって提供されるサービスに対するアクセシビリティの要請が高まるともに、技術の進歩によりアクセシビリティに関わる技術が多様化したことへの対応として、インタラクティブシステムの人間中心設計に関する規格が整備されている。これらの規格との整合性も求められた結果、ISO 9241-20:2021として大きく改訂された。この改訂では、適用範囲がIT機器に関するアクセシビリティから、人々システムとのインタラクションに関するアクセシビリティ全般へと見直され、規定内容も大きく変更された。この規格は、JIS X 8341シリーズ(第2部～第7部)の基礎となる共通指針であり、その傘下に第2部から第7部までの個別規格(製品企画・ガイドライン)があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性があるなど、JIS X 8341シリーズ全体への影響が大きいため、規定内容は変更せず、対応国際規格無しのJISとして改正する必要がある。 なお、ISO 9241-20:2021は、人間工学関連の規格として新たに制定する予定である。 現在のJIS X8341-1:2010は、その傘下に第2部から第7部までの個別規格(製品企画・ガイドライン)があるため、共通規格であるJIS X8341-1:2010が大きく変更されると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性がある。	JIS X 8341シリーズの基礎となる共通指針であるこの規格を残すことで、JIS X 8341シリーズ全体への影響を回避することができ、これまで通り、利用者にとって使いやすい製品、システム又はサービスを受受できる社会が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の内容が大きく変更されたが、この規格の傘下に第2部から第7部までの個別規格があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性があるなど、JIS X 8341シリーズ全体への影響が大きいため、対応国際規格無しの内容に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス	法律の目的に適合している。	利点: あり 欠点: いずれも該当しない。	消費者保護の観点から必要な分野	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年1月